

議案第 56 号

羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例の一部を改正する条
例の制定について

羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 6 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

イベント広場の区画を変更するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例(平成 19 年羽曳野市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表イベント広場の項を次のように改める。

イベント広場	1 区画 1 日	7,500 円
--------	----------	---------

附 則

この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例 新旧対照表

新			旧			
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)			
区分	単位	料金	区分	単位	料金	
省略			省略			
イベント広場	1区画1日	7,500円	イベント広場	全面	1日	30,000円
				半面		15,000円
				1/4面		7,500円